

同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団の土地の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団の土地の区域は次のとおりである。

なお、その関係図書は、宝塚市都市整備部都市整備室建築指導課において縦覧に供する。

令和6年（2024年）3月26日

宝塚市長 山崎晴恵

記

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 認定番号 | 第R05-2号 |
| 2 認定年月日 | 令和6年（2024年）3月26日 |
| 3 公告認定対象区域 | 宝塚市安倉西2丁目353-8の一部 |